

公 告

平成23年3月11日発生した東北地方太平洋沖地震による災害において、次に掲げる区域内に居住していた者が属する世帯を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに掲げる世帯（以下「長期避難世帯」という。）とする。

平成23年7月26日

福島県知事 佐藤 雄平

1 長期避難世帯の所在する区域

福島市伏拝字沼ノ上2番地の264、265、279、280、466、467、472、476、480、554、559、560、575から578まで、584、624から626まで及び628

2 長期避難世帯となった日

平成23年3月11日